

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇香川県財政調整基金条例等の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第48号）

- 1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成19年10月1日から施行することとした。

### ◇非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第49号）

- 1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部改正により、選挙長及び選挙分会長並びに選挙立会人の職務のために要する費用の基準が引き下げられたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

### ◇香川県議会議員及び香川県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第50号）

- 1 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部改正により、地方公共団体の長の選挙において、選挙運動のために使用するビラを頒布することができるようになり、また、都道府県知事の選挙については都道府県は、ビラの作成について無料とすることができる旨の規定が設けられたため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

### ◇香川県税条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第51号）

- 1 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正により信託法（平成18年法律第108号）上の新たな類型の信託等に対応するための措置が講じられたこと等及び自動車税について平成20年度課税分から身体障害者等に対して減免する額に上限を設けることに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は公布の日から施行することとした。

### ◇香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第52号）

- 1 縮島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴い、県税の特別措置条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

### ◇香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第53号）

- 1 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成19年10月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は平成22年4月1日から施行することとした。

### ◇香川県恩給条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第54号）

- 1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び恩給法等の一部を改正する法律（平成19年法律第13号）の施行による恩給法（大正12年法律第48号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成19年10月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は公布の日から施行することとした。

◇香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第55号）

- 1 消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県都市公園条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第56号）

- 1 香川県総合運動公園の管理について指定管理者制度等を導入することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県スポーツ施設条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第57号）

- 1 香川県立総合水泳プールの管理について指定管理者制度等を導入することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県警察本部組織条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第58号）

- 1 犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与するため、犯罪による収益の移転防止に関する事務を所掌する部署を明確にする改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県議会委員会条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第59号）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、閉会中においては、議長が、常任委員、議会運営委員及び特別委員を選任することができる旨の規定が設けられたため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第60号）

- 1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、一部の規定は平成19年10月1日から施行することとした。

◇香川県議会情報公開条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第61号）

- 1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成19年10月1日から施行することとした。